

【資料 1-1-⑤】

四日市市初動機関連携会議設置要綱

(設置)

第1条 大規模災害や重大テロ等の危機管理については、初動機関の円滑かつ緊密な連携が極めて重要となってきたことから、初動機関相互の情報交換、連絡調整組織として、四日市市防災会議幹事会内に四日市市初動機関連携会議（以下「連携会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 連携会議は、次の事項についての初動機関相互の情報交換、連絡調整等を行う。

- (1) 災害時の初動対応に関すること。
- (2) 重大テロ等の危機管理に関すること。
- (3) その他、初動機関の連携に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 連携会議は、別表1に掲げる機関の担当課長（相当職を含む。）をもって構成する。

- 2 連携会議の主宰者は、四日市市危機管理統括部長とする。
- 3 連携会議の事務局は、四日市市危機管理課に置く。

(運営)

第4条 連携会議は、四日市市危機管理統括部長が招集する。

- 2 連携会議は、必要に応じて、随時開催する。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、連携会議の運営に関して必要な事項は、主宰者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月15日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表 1

四日市市初動機関連携会議の参加一覧

- 1 四日市地域防災総合事務所
- 2 三重県四日市南警察署
- 3 三重県四日市北警察署
- 4 三重県四日市西警察署
- 5 陸上自衛隊 第33普通科連隊
- 6 四日市海上保安部
- 7 日本赤十字社三重県支部
- 8 四日市医師会
- 9 四日市市消防本部
- 10 四日市市危機管理統括部